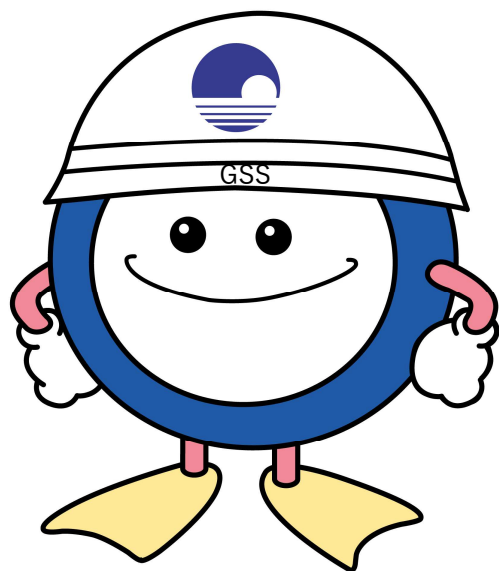


ぎのわん水道サービス 下水道工務部門 下水道排水設備計画確認申請書作成時の注意点



1. 配管線色・線種について
2. 排水管・柵設置について
3. 勾配について
4. 通気管・掃除口・外部設置器具について
5. 除害施設の設置について
6. 管の測定について
7. 公共柵設置について
8. 事前相談について

1. 配管線色・線種について

線種・色		図面適用箇所
	赤実線	(新設) 配管・宅内桧・サービス管
	青実線	(既設) 配管・宅内桧・サービス管
	黒実線	(新設・既設・物件設置) 公共桧
	赤点線	(新設) 通気及び通気配管
	青点線	(既設) 通気及び通気配管

2. 排水管・柵設置について

排水管

- ・ 屋内配管には管種・口径を記載する。寸法は不要（平面図・立面図）
- ・ 露出配管の管種はVP管とする。（立面図へ記載）
- ・ 排水立管と柵間の距離が1.5m以上の場合、排水立管下部への掃除口の設置を検討する。

柵設置

- ・ 宅内柵間の距離は管径の120倍以内に設置する。
- ・ 埋設配管の屈曲点・合流点には柵を設置する。
- ・ やむ負えない理由により柵設置が困難であるとき、掃除口を設置する。
- ・ 砂利敷に設置される柵にはダクタイル鋳鉄製蓋を使用する。
- ・ 2t以上の車両が通行する場所には鋳鉄製防護蓋を設置する。

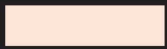


3. 勾配について

公益社団法人 日本下水道協会発行テキストより抜粋
 管内の両側は、0.60～1.51m/秒の範囲とする。
 ただし、やむを得ない場合は、最大3.0m/秒とすることが出来る。

管径 φ	下水道協会流速範囲	最大流速	宜野湾市 規定勾配	規定流速
	0.6m/s ~ 1.5m/s	3.0m/s		
100	0.5% ~ 3.0%	12.30%	2.0%以上	1.209m/s以上
125	0.4% ~ 2.2%	9.10%	1.7%以上	1.294m/s以上
150	0.3% ~ 1.8%	7.10%	1.5%以上	1.372m/s以上
200	0.2% ~ 1.2%	4.80%	1.2%以上	1.487m/s以上

よって、勾配の範囲は下記の表になる

管径 φ	勾配範囲	やむを得ない場合
100	0.5% ~ 3.0%	12.30%
	2.0% ~ 8.0%	規程無し
	2.0% ~ 規程無し	規程無し
125	0.4% ~ 2.2%	9.10%
	1.7% ~ 6.0%	規程無し
	1.7% ~ 規程無し	規程無し
150	0.3% ~ 1.8%	7.10%
	1.5% ~ 5.0%	規程無し
	1.5% ~ 規程無し	規程無し
200	0.2% ~ 1.2%	4.80%
	1.2% ~ 3.4%	規程無し
	1.2% ~ 規程無し	規程無し

 標準的な範囲
 宜野湾市の範囲
 下水道協会の範囲

4. 通気管・掃除口・外部設置器具についてについて

通気管

- ・ 露出管の管種は**VP管**を使用する、露出管以外はVU、VP管のどちらでも可。
- ・ 排水立管上流に便器を含む排水系統がある場合、通気管を設置する事。
- ・ 通気管の表示は点線にて表示する事。

掃除口

- ・ 管内の掃除が容易にできるよう適切な位置に設置する。
- ・ 排水立管の最下部又はその付近に設置する。
- ・ 掃除口の口径は排水管の管径が100mm以下の場合は、配水管と同口径とし、100mmを超える場合は100mmより小さくしてはならない。

外部設置器具

- ・ 雨水混入の恐れがあるため雨水混入対策を行う事。
- ・ 誓約書を提出する事。（様式あり）

5. 除害施設の設置について

下水道の施設を保全するための規制（法第12条）
公共下水道の利用者に対する基準で全ての下水に適応される

項目	基準		影響
温度	45度未満		化学・生物反応を促進 →コンクリートの腐食、悪臭・有毒ガスの発生
水素イオン濃度（pH）	水素指数5を超え9未満		酸性排水：コンクリート腐食、有毒ガス発生 酸性・アルカリ性：生物処理機能阻害
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類	1ℓにつき5mg以下	揮発性油類：火災・爆発の危険性
	動植物 油脂類	1ℓにつき30mg以下	油脂類：下水管閉塞、施設機能阻害
ヨウ素消費量	1ℓにつき220mg未満		有毒ガス発生、生物処理機能阻害

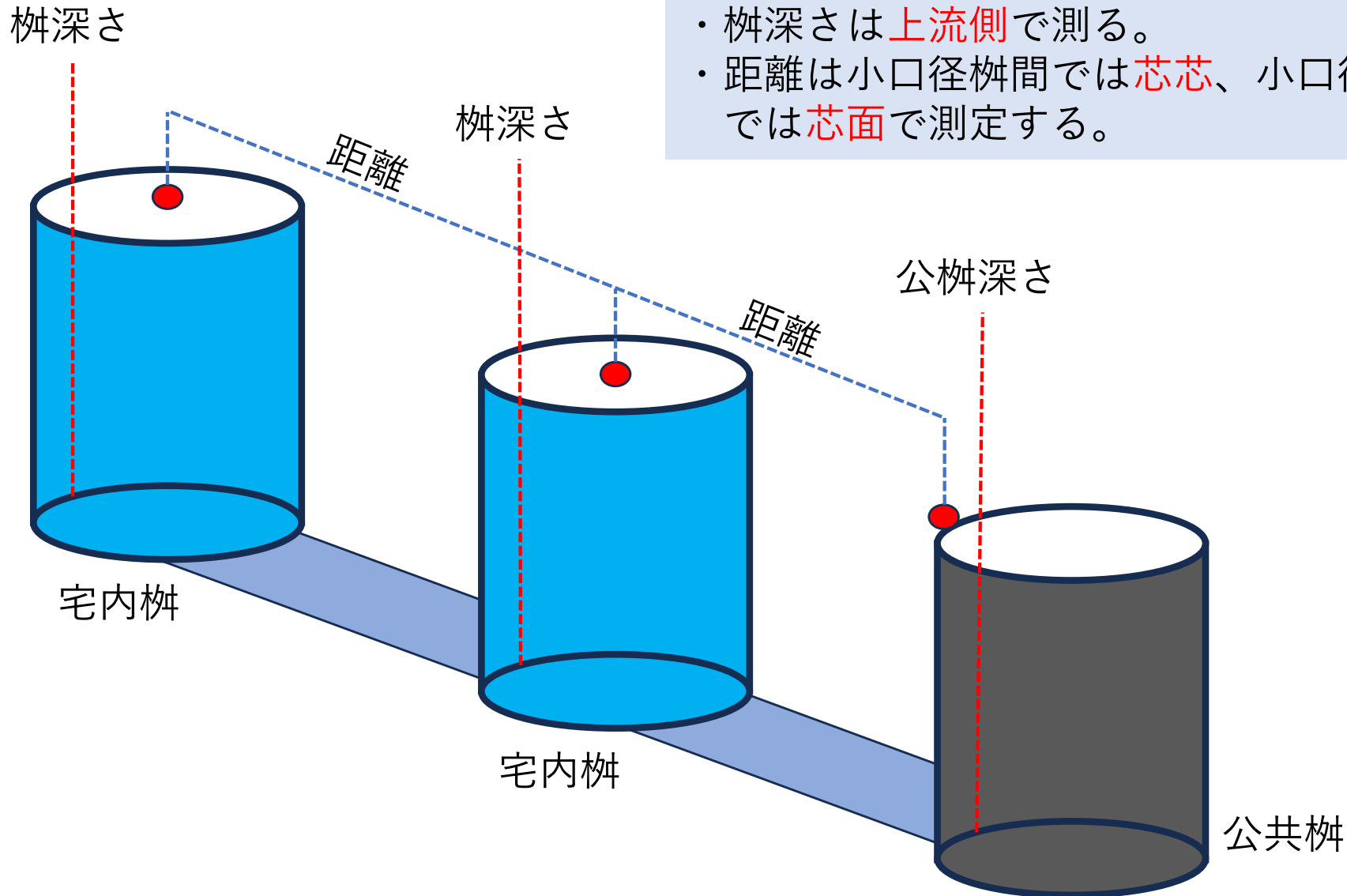
法第12条（除害施設の設置等）で政令で定める基準に従いとあり、
条例第18条（除害施設の設置等）で上記基準が定められている。

例) 宜野湾市の除害施設設置業種及び阻集器

- ・美容院（散髪店）[ヘア阻集器]・コンビニ[グリス阻集器]
- ・歯科医院[プラスター阻集器]・レストラン・カフェ[グリス阻集器]
- ・学校（厨房施設）等[グリス阻集器]

6. 管の測定について

- ・ 柵深さは上流側で測る。
- ・ 距離は小口径柵間では芯芯、小口径柵と公共柵間では芯面で測定する。



7. 公共柵設置について

原則、土地一筆につき公共柵一つは公費で設置します、ただし公費で設置する場合、3～6ヶ月ほど期間が必要になります。
公費で設置する際は公共柵設置届及びその他^{*}必要書類の提出が必要です
自費で設置する際は物件設置届及びその他^{*}必要書類を提出する必要があります。
私道埋設管からの取出しや私道への公共柵設置には、申請者が私道所有者からの承諾書をもらい設置届及び^{*}必要書類と同時に提出する必要があります。

必ず下水道排水設備計画確認申請書提出前に公柵について、現場確認及び事前相談を行うようにして下さい。

公共柵 設置基準高さ H800 } 相談可
サービス管基準口径 ϕ 100 }

※必要書類に関しては窓口にてご確認ください。

8. 事前相談について

宜野湾市下水道条例施行規程第4条 抜粋

条例第7条第1項の規定により排水設備計画の計画の確認を受けようとする者は、**工事着手前5日前**までに下水道排水設備計画確認申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。



宜野湾市下水道条例等を守る事を前提とするが

**建築の進捗状況等で仕方なく施工しなければならない事例が多く発生
「下水道排水計画確認申請書」提出後の現場確認で未承認施工が発覚**



状況を防ぐために

お客様センターでは**事前相談**を受け付けています

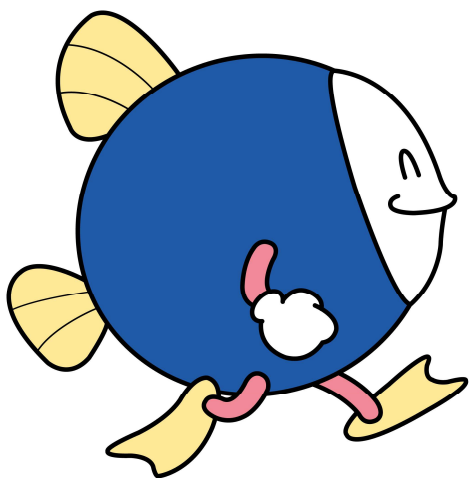


事前相談とは「下水道排水計画確認申請書」未提出、若しくは確認通知書を受け取る前に建築の進捗状況でどうしても一部施工を行う必要がある際に事前に**施工範囲を平図面に記載**し相談をすることで、施工を承認するものとしています。

※図面は手書き可、受付は**窓口及びメール**にてお願いします。

※公共枿への接続は**下水道排水計画確認申請書の決裁後に発行する「下水道排水計画確認通知書」受け取った後**にお願いします。

※宜野湾市上下水道局では「下水道排水設備計画確認申請書」受取り後に現場確認を行いますので未承認施工は必ず発見されますので未承認施工にならないよう事前相談をご活用ください。



ぎのわん水道サービス下水道工務部門

電話

代表 098-892-3352
排水設備直通 070-3802-1733
維持管理直通 070-3802-1786

メールアドレス

排水設備
gesuido.section@gss.okinawa.jp
維持管理
gesuido.ijikanri@gss.okinawa.jp



電話帳登録用QRコード